和光市戸籍住民課窓口業務委託に係る公募型プロポーザル審査方法及び審査基準

1. 基本方針

本プロポーザルの審査は、すべての参加者に対して「一次審査（書類審査)」及び「二次審査（プレゼンテーション等)」を実施する。

参加資格を満たす参加者が 6 者以上の場合は、提出書類に基づく一次審査を実施し、その得点上位 5 者を二次審査の対象とする。参加者が 5 者以下の場合は、一次審査による選抜を行わず、全ての参加者を二次審査の対象とする。

一次審査の得点（20 点満点）と二次審査の得点（80 点満点）を合算した総合得点（100 点満点）により、優先交渉権者及び次点候補者を選定する。

なお、参加者が 1 者である場合においても、同様に一次審査及び二次審査を実施し、基準を満たしているかを確認して選定を行う。

2. 参加資格等の確認

参加資格の確認は事務局が行い、採点せず、適否により判定する。参加資格を満たさない者は、以後の審査対象としない。

確認項目：

・和光市戸籍住民課窓口業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領の参加資格要件を満たしていること

・必要書類が提出期限までに提出されていること

・提案価格が提案上限額を超えていないこと

・提出書類に重大な虚偽記載がないこと

3. 一次審査（書類審査：20 点満点）

3-1. 審査対象者

参加資格を満たした全参加者

3-2. 審査方法

一次審査は、提出された業務実績調書及び企画提案書等の書類に基づき、和光市戸籍住民課窓口業務に関する事業者選定委員会委員（以下、「審査委員」という。）が採点を行う。

3-3. 一次審査基準：20 点満点

No.	評価項目	主な評価内容	採点者	配点
1	類似業務実績	自治体窓口業務の実績及び本業務との類似性	事務局	10
2	品質管理・事故防止体制	品質管理体制、誤処理・誤交付等の防止策、事故発生時の対応、従事者の教育及び改善策	審査委員	10
合　計				20

3-4. 一次審査得点の算出

・審査委員が採点する項目の評価点は、各審査委員の評価点の平均点とする。平均点は小数第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位まで求める。

・一次審査得点 ＝ 事務局評価点（10 点） ＋ 審査委員評価点（10 点）の平均点

3-5. 二次審査の対象者

一次審査における最低基準点を 20 点満点中 12 点と定め、一次審査得点が 12 点以上である者を二次審査の対象とする。

ただし、該当者が 6 者以上いる場合は、一次審査得点の上位 5 者を二次審査の対象とする。

※第 5 位に同点の者が複数いる場合は、「品質管理・事故防止体制」の得点が高い者を上位とする。それでも決定しない場合は、当該同点者を全て二次審査の対象とする。

４．第二次審査

4-1. 審査対象者

参加資格を満たし、一次審査を完了した全参加者（参加者が 6 者以上の場合は、提出書類に基づく一次審査を実施し、その得点上位 5 者）

4-2. 審査方法

二次審査は、提出された書類に加え、プレゼンテーション及びヒアリングを実施して評価する。説明は提出済みの企画提案書に基づいて行い、企画提案書にない新たな提案は原則として評価対象としない。

4-3. 二次審査基準：80 点満点

No.	評価項目	主な評価内容	採点者	配点
1	業務理解・基本方針	事業目的、対象業務、課題及び官民の役割分担	審査委員	5
2	業務実施体制・人員配置	責任者、配置人数、指揮命令、繁忙期及び欠員時の対応	審査委員	10
3	導入準備・業務引継ぎ	採用、研修、マニュアル、引継ぎ及びリハーサル	審査委員	5
4	住民票・戸籍・印鑑登録業務	本人確認、受付、入力、照合、交付及び疑義案件の引継ぎ	審査委員	5
5	マイナンバー関係業務	本人確認、カード管理、暗証番号及び特定個人情報の取扱い	審査委員	5
6	旅券業務	申請受付、交付、未交付旅券管理及び都道府県との連携	審査委員	5
7	市民サービス・接遇	待ち時間、案内、要配慮者対応及び苦情対応	審査委員	5
8	業務改善	市民・従事者・書類の動線、官民区分、安全性及び効率性、持続的な改善提案	審査委員	5
9	危機管理・業務継続	災害、システム障害、感染症、大量欠勤及び契約終了時の対応	審査委員	5
10	プレゼンテーション・ヒアリング・独自提案	責任者の理解度、回答の的確性、提案の実現性及び実効性、優れた独自提案の有無	審査委員	15
11	見積内容の妥当性	人員配置、勤務時間、研修及び本部支援等との整合性	審査委員	5
12	提案価格	算定式による客観評価	事務局	10
合　計				80

4-4. 二次審査得点の算出

審査委員が採点する項目の評価点は、各審査委員の評価点の平均点とする。平均点は小数第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位まで求める。

5. 総合得点の算出と決定

5-1. 総合得点の計算

二次審査の評価点は、各審査委員の得点評価点の平均点とする。

総合得点は、一次審査評価点（20 点満点）と二次審査評価点（80 点満点）を合算した 100 点満点とする。

総合得点 ＝ 一次審査評価点（20 点） ＋ 二次審査評価点（80 点）

5 -2. 最低基準点

・最低基準点を総合得点が 100 点中 60 点と定め、総合得点が 60 点未満の者は選定しない。
・参加者が 1 者の場合も、同じ最低基準点を適用する。

5-3. 同点となった場合の順位決定

総合得点が同点の場合は、次の順に得点の高い者を上位とする。
・二次審査の「業務実施体制・人員配置」の得点
・一次審査の「品質管理・誤交付等の防止体制」の得点
上記によっても順位を決定できない場合は、審査委員会の合議により決定する。

6. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。
・参加資格を満たさなくなった場合
・提出書類に虚偽の記載をした場合
・審査委員又は関係者に不当な接触を行った場合
・プレゼンテーションに正当な理由なく出席しなかった場合
・公正な審査を妨げる行為をした場合
・その他、実施要領に定める事項に違反した場合